

阪神高速道路公団

事業評価監視委員会運営要領(案)

阪神高速道路公団事業評価監視委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、阪神高速道路公団事業評価監視委員会規程（平成10年阪神公団規程第22号）第4条第2項に基づき、阪神高速道路公団事業評価監視委員会（以下、「委員会」と言う。）の審議方法について必要な事項を定めるものである。

（委員会の開催）

第2条 委員会は、次の場合に開催するものとし、委員長が召集するものとする。

- 一 再評価を実施する事業の対応方針（原案）に係る審議を行う場合
- 二 事後評価を実施する事業の対応方針（案）に係る審議を行う場合
- 三 事後評価を実施する事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に係る審議を行う場合
- 四 その他委員長が必要と認める場合

2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

（議決）

第3条 委員会の会議で議事を決する必要がある場合には、出席委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同数の時は、委員長が決するものとする。

（審議）

第4条 再評価を実施する事業について公団が作成した対応方針（原案）に係る審議は、事業の進捗状況、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業再評価がなされているかについて行うものとする。

2 事後評価を実施する事業について公団が作成した対応方針（案）に係る審議は、事業の効果、事業による環境影響、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業事後評価がなされているかについて行うものとする。あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行うものとする。

(審議過程の透明性の確保)

第 5 条 委員会の会議は、非公開とする。

- 2 委員会における審議内容については、その議事録を公表するものとする。
- 3 議事録の公表に合わせ委員会に提出された資料については公表するものとする。ただし、個人情報等で委員会が公表することが適切でないと判断したものについてはその限りでない。
- 4 議事録及び委員会に提出した資料の公表は、委員会終了後速やかに行うものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公表するものとする。

(外部専門家の意見の聴取)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、外部専門家の意見を聴取することができる。

附 則

本要領は、平成 11 年 1 月 18 日より適用する。

附 則

本要領は、平成 12 年 1 月 26 日より適用する。

附 則

本要領は、平成 年 月 日より適用する。

阪神高速道路公団事業評価監視委員会運営要領 (案) 新旧対照表

新	旧
<p>(委員会の開催)</p> <p>第2条 委員会は、次の場合に開催するものとし、委員長が召集するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 再評価を実施する事業の<u>対応方針(原案)</u>に係る審議を行う場合 二 事後評価を実施する事業の<u>対応方針(案)</u>に係る審議を行う場合 三 事後評価を実施する事業と同種事業の<u>計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</u>に係る審議を行う場合 四 その他委員長が必要と認める場合 <p>2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。</p>	<p>(委員会の開催)</p> <p>第2条 委員会は、次の場合に開催するものとし、委員長が召集するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 再評価を実施する事業の<u>一覧表及びその事業に対する対応方針(原案)</u>の提出を受け、<u>再評価審議対象事業の抽出</u>に係る審議を行う場合 二 <u>再評価審議対象事業の対応方針(原案)</u>に係る審議を行う場合 三 事後評価を実施する事業の<u>評価結果及び改善措置等</u>を審議する場合 四 その他委員長が必要と認める場合 <p>2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。</p>

新	旧
<p>(審議)</p> <p>第4条 <u>再評価を実施する事業</u>について公団が作成した対応方針(原案)に係る審議は、事業の進捗状況、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業再評価がなされているかについて行うものとする。</p> <p>2 <u>事後評価を実施する事業</u>について公団が作成した対応方針(案)に係る審議は、事業の効果、事業による環境影響、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業事後評価がなされているかについて行うものとする。<u>あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性に対しても審議を行うものとする。</u></p>	<p>(審議)</p> <p>第4条 <u>再評価審議対象事業</u>について公団が作成した対応方針(原案)に係る審議は、事業の進捗状況、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業再評価がなされているかについて行うものとする。</p> <p>2 <u>公団の作成した事後評価結果及び改善措置等</u>に係る審議は、事業の効果、事業による環境影響、事業を巡る社会情勢の変化等を勘案して、適正な事業事後評価がなされているかについて行うものとする。</p>